

日バス協業第240号
令和5年8月8日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素よりバス事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、昨日、国土交通省より添付資料のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。貴協会におかれましても、本趣旨にご理解・ご承知おきいただくとともに、貴協会傘下会員に対し、周知をよろしくお願いいたします。

【問合先】

国土交通省自動車局旅客課

Tel : 03-5253-8111 (内線 41255)

03-5253-8569 (直通)

日本バス協会業務部 松浦・渡邊・川鍋

Tel : 03-3216-4014